

東京都エコ農産物認証委員会設置要領

制定 平成 25 年 6 月 24 日 25 産労農安第 320 号
一部改正 令和 6 年 8 月 15 日 6 産労農安第 678 号

第 1 目 的

この要領は、東京都エコ農産物認証制度の適正かつ円滑な推進を図るため、東京都エコ農産物認証要領（平成 25 年 4 月 1 日付 25 産労農安第 2 号）第 5 に定める東京都エコ農産物認証委員会（以下、「委員会」という。）を設置するにあたり必要な事項を定めるものとする。

第 2 所掌事項

委員会は、東京都エコ農産物認証制度が円滑かつ適正に行われるよう次の事項を所掌する。

- (1) 東京都エコ農産物の認証の審査に関する事項
- (2) 東京都エコ農産物の認証基準に関する事項
- (3) 東京都エコ農産物認証制度の普及及び啓発に関する事項
- (4) その他、東京都エコ農産物認証制度の運営に関する必要な事項

第 3 委員会の構成

委員会は、学識経験者、消費者団体、流通関係団体、農業団体及び関係行政機関の代表者をもって構成し、農林水産部長が委嘱する。

第 4 委員長及び副委員長

- 1 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

第 5 任 期

委員の任期は 3 年とする。

第 6 委員会の開催

委員会は、農業振興事務所長が招集し、原則として毎年 12 月に開催する。

第 7 事務局

委員会の事務局は産業労働局農業振興事務所振興課内に置く。

第 8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 5 日から施行する。